

(優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合) 第六条 法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、一トンとする。 (第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品) 第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。		三 塗料(防腐用又は防虫用のものに限り。) 四 防腐木材及び防虫木材 五 防腐合板及び防虫合板 一 防腐剤及び防虫剤 二 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の附着防止用のものに限り。及び印刷用インキ) 三 漁網		六 ビス(トリブチルスズ)ニオキシド 七 N・N・ジトリルパーフェニレンジアミン、N・トリル 一 ゴム老化防止剤 二 スチレンブタジエンゴム		八 ニ・四・六・トリターシヤリブチルフェノール 一 酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限り。) 二 潤滑油		九 マイレックス 木材用の防虫剤 一 化粧板 二 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシリリング用の充填料 三 塗料及び印刷用インキ 四 ヘルメット 五 ラジエータグリルその他の自動車の部品(金属製のものを除く。) 六 照明カバー 七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム 八 防臭剤 九 ワックス		十 ニ・二・三・ペーゾールニール 一 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシリリング用の充填料 二 塗料及び印刷用インキ 三 ヘルメット 四 ラジエータグリルその他の自動車の部品(金属製のものを除く。) 五 照明カバー 六 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム 七 防臭剤 八 ワックス		十一 P F O S 又はその塩 一 航空機用の作動油 二 糸を紡ぐために使用する油剤 三 金属の加工に使用するエッチング剤 四 圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエッチング剤 五 メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 六 半導体の製造に使用する反射防止剤 七 半導体用のレジスト 八 研磨剤 九 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 十 防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられるものに限り。) 十一 業務用写真フィルム 十二 印画紙		十二 テト 一 塗料 二 接着剤		十三 ペン 一 塗料 二 接着剤		十四 ヘキ 一 防炎性能を与えるための処理をした生地 二 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 三 発泡ポリスチレンビーズ 四 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン		十五 ペン 一 木材用の防腐剤、防虫剤及び防虫剤 二 防腐木材、防虫木材及び防虫木材	
---	--	---	--	--	--	--	--	---	--	---	--	---	--	---------------------------------------	--	---------------------------------------	--	--	--	---	--

しくはエス テル	三 防腐合板、防虫合板及びか び防止合板 四にかわ
十六 ポリ 塩化直鎖パ ラフィン (炭素数が十 から十三ま でのもので あつて、塩 素の含有量 が全重量の 四十八パー セントを超 えるもの に限る。)	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 生地に防炎性能を与えるた めの調製添加剤 三 樹脂用又はゴム用の可塑性 四 塗料(防水性かつ難燃性の ものに限り。)
十七 デカ ブロモジフ エニルエー テル	一 防炎性能を与えるための処 理をした生地 二 生地、樹脂又はゴムに防炎 性能を与えるための調製添加剤 三 接着剤及びシーリング用の 充填料 四 防炎性能を与えるための処 理をした床敷物 五 防炎性能を与えるための処 理をしたカーテン 六 防炎性能を与えるための処 理をした旗及びのぼり
十八 P F O A 若しく はその異性 体又はこれ らの塩	一 耐水性能又は耐油性能を与 えるための処理をした紙 二 はつ水性能又ははつ油性能 を与えるための処理をした生地 三 洗浄剤 四 半導体の製造に使用する反 射防止剤 五 塗料及びワニス 六 はつ水剤及びはつ油剤 七 接着剤及びシーリング用の 充填料 八 消火器、消火器用消火薬剤 及び泡消火薬剤 九 トナー 十 はつ水性能又ははつ油性能 を与えるための処理をした衣服 十一 はつ水性能又ははつ油性 能を与えるための処理をした床 敷物

十九 ペル フルオロオ クタン酸関 連物質	十二 床用ワックス 十三 業務用写真フィルム 一 はつ水性能又ははつ油性能 を与えるための処理をした生地 二 消泡剤 三 はつ水剤、はつ油剤、防汚 剤及び繊維保護剤 四 光ファイバー及びそのコー ティング剤 五 消火器、消火器用消火薬剤 及び泡消火薬剤 六 はつ水性能又ははつ油性能 を与えるための処理をした衣服 七 はつ水性能又ははつ油性能 を与えるための処理をした床 敷物
二十 P F H x S 若し くはその異 性体又はこ れらの塩	八 床用ワックス 一 はつ水性能又ははつ油性能 を与えるための処理をした生地 二 金属の加工に使用するエツ チング剤 三 半導体の製造に使用するエ ッチング剤 四 メッキ用の表面処理剤及び その調製添加剤 五 半導体の製造に使用する反 射防止剤 六 半導体用のレジスト 七 はつ水剤、はつ油剤及び繊 維保護剤 八 消火器、消火器用消火薬剤 及び泡消火薬剤 九 はつ水性能又ははつ油性能 を与えるための処理をした衣服 十 はつ水性能又ははつ油性能 を与えるための処理をした床 敷物

(技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物 質が使用されている製品) 第九条 法第三十六条第一項の政令で定める製品 は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質 ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とす る。		
第二種特定 化学物質	製品	
一 トリク ロロエチレ ン	一 接着剤(動植物系のものを 除く。)	
二 テトラ クロロエチ レン	二 接着剤(動植物系のものを 除く。)	
三 トリブ チルスズ化 合物	三 塗料(水系塗料を除く。)	
	四 洗浄剤	
	五 繊維製品用仕上加工剤	
	六 防汚剤及びかび防止剤	
	七 塗料(貝類、藻類その他の 水中の生物の付着防止用のもの に限る。)	
(手数料)		
第十條 法第四十九条の規定により次の表の上欄 に掲げる者が納付しなければならない手数料の 額は、同表の中欄に定める金額(電子申請(情 報通信技術を活用した行政の推進等に関する法 律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一 項の規定により同項に規定する電子情報処理組 織を使用して行う申請をいう。以下同じ。)に よる場合にあつては、同表の下欄に定める金 額)とする。		
納付しなればなら ない者	金額	電子申請に よる場合に おける金額
一 法第十七条第一 項の許可を受けよう とする者	二十二 万六千 七百	二十一萬三 千七百
二 法第二十一条第 一項の許可を受けよ うとする者	十二万 千七百	十一萬七千 二百
三 法第二十二條第 一項の許可を受けよ うとする者	四万六 千七百	三萬九千九 百
(審議会等で政令で定めるもの) 第十一條 法第五十六條第一項の審議会等で政令 で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ご とにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとす る。		

厚生労働大臣		薬事審議会	とにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
経済産業大臣		化学物質審議会	
環境大臣		中央環境審議会	
附 則			
1 (施行期日)			
この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。			
2 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止)			
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令（昭和四十九年政令第百二号）は、廃止する。			
3 (経過措置)			
法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる期日までの間、同表の中欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。			
期日	第一種特定化学物質	用途	
令和七年十二月三日	ハ・ニフルオロテロマーアルコール	穿刺若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる一「(三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十・十一ヘプタデカフルオロデシル)オキシ」プロパン―ニールメタクリラートの製造	
令和十八年十二月三十一日	ペルフルオロオクチルヨージド	医薬品の製造に使用する一「プロモー―一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八・八―ヘプタデカフルオロオクタン（別名ペルフルオロオクチルプロミド）の製造	

4 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、
当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化
学物質について、同表の下欄に掲げる製品とす
る。

第一種特定化学物質	製品
P F O S又はその塩	消火器、消火器用消火 薬剤及び泡消火薬剤
P F O A若しくはそ の異性体又はこれら の塩	消火器、消火器用消火 薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロオクタ ン酸関連物質	消火器、消火器用消火 薬剤及び泡消火薬剤
P F H x S若しくは その異性体又はこれ らの塩	消火器、消火器用消火 薬剤及び泡消火薬剤

附 則 (昭和五十四年八月一四日政令第二
二五号)

この政令は、昭和五十四年八月二十日から施
行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十
月十一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年一〇月二日政令第三
〇二号)

この政令は、昭和五十六年十月十二日から施
行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十
二月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年四月一三日政令第九
七号)

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施
行する。

附 則 (昭和六一年九月一七日政令第二
九七号)

この政令は、公布の日から施行する。ただ
し、第三条の改正規定は、昭和六十一年十一
月二十一日から施行する。

附 則 (昭和六一年一〇月三二日政令第
三三五号)

1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規
制に関する法律の一部を改正する法律の施行の
日(昭和六十二年四月一日)から施行する。た
だし、第二条第一項第二号の改正規定は、同年
三月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年三月二〇日政令第四
九号)

1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行
する。

附 則 (平成元年三月二二日政令第五九
号)

1 この政令は、平成元年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成元年三月二九日政令第七五
号)

この政令は、平成元年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成元年二月二七日政令第三
五一号)

1 この政令は、平成二年一月六日から施行す
る。ただし、第三条の改正規定は、平成二年三
月一日から施行する。

2 第一条の二の改正規定の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

附 則 (平成二年九月一二日政令第二五
九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の二の改正規定の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

附 則 (平成三年三月二五五政令第四九
号)

この政令は、平成三年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成六年三月二四日政令第七七
号)

1 この政令は、平成六年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成九年三月二四日政令第六七
号)

1 この政令は、平成九年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一二年三月二四日政令第九
八号)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一
一号)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法
律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日
(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二二年二月二七日政令第
五四二号)

この政令は、平成十三年一月六日から施行す
る。ただし、第三条の改正規定は、平成十三年
七月一日から施行する。

附 則 (平成一四年九月四日政令第二八
七号)

この政令は、公布の日から施行する。ただ
し、第三条の改正規定は、平成十四年十一月一
日から施行する。

附 則 (平成一五年一月二五五政令第五
号)

この政令は、平成十五年三月十五日から施行
する。

附 則 (平成一五年九月一九日政令第四
一九号)

1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規
制に関する法律の一部を改正する法律(以下
「改正法」という。)の施行の日(平成十六年四
月一日)から施行する。

2 (確認に関する経過措置の対象となる者)
改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事
法(昭和三十五年法律第四十五号)第十二条
第一項又は第十八条第一項の規定による許可に
係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造
し、又は輸入する者とする。

附 則 (平成一六年三月二四日政令第五
七号)

この政令は、平成十六年三月三十一日から施
行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一三
四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月三二日政令第
三二二号)

この政令は、平成十九年十一月十日から施行
する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十
年五月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月三〇日政令第
二五六号)

この政令は、平成二十二年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第三条の表に次のように加える改正規定 平
成二十二年五月一日

二 第三条の次に二条を加える改正規定(第三条
の三に係る部分に限る。)、附則第三項の改正規

定及び附則第四項を削る改正規定 平成二十二
年十月一日

附 則 (平成二二年一〇月三〇日政令第
二五七号)

この政令は、平成二十三年四月一日から施行
する。

附 則 (平成二六年三月一九日政令第六
八号)

この政令は、平成二十六年五月一日から施行
する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月
一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二日政令第五二
号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行
する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月
一日から施行する。

附 則 (平成三〇年二月二日政令第三
五号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

一 第七条の表の改正規定 平成三十年十月一日

二 第三条の改正規定及び第四条の改正規定 化
学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の
一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十
三号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の
日(平成三十一年一月一日)

附 則 (令和元年二月一三日政令第一
八三号)

1 この政令は、情報通信技術の活用による
行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに
行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政
手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律等の一部を改正する法律(次条において
「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二
月十六日)から施行する。

附 則 (令和三年四月二二日政令第一四
四号)

この政令は、令和三年十月二十二日から施行
する。

附 則 (令和五年二月一日政令第三四
三号)

この政令は、公布の日から起算して二月を経
過した日から施行する。ただし、第七条の表の
改正規定及び附則第三項の表の改正規定は、公

布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日政令第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六條第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に対して行われたものとみなす。

附 則（令和六年七月一〇日政令第二四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条から附則第四条までの規定 公布の日
- 二 第一条第三十四号の改正規定及び附則第五条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

（経過措置）

第二条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（次条において「新令」という。）第一条第三十五号ハの厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正

の立案のために、同条第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

第三条 新令第一条第三十五号イ又はロに掲げる第一種特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下この条及び次条において「法」という。）第二条第二項に規定する第一種特定化学物質をいう。）の製造に係る法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日前においても、当該許可の申請を行うことができる。

第四条 経済産業大臣は、前条の規定による申請があつた場合には、この政令の施行の日前においても、法第十七条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日からこの政令の施行の日前までの間における同号に掲げる改正規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第三十四号の規定の適用については、同号中「PFOA」とあるのは「PFOA。以下「PFOA」という。」と、「限る。」と、次号ハにおいて同じ」とあるのは「限る」と、「塩（以下「PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）とあるのは「塩」とする。